

「宇都宮市地域共生社会の実現に向けた福祉のまちづくりプラン」事業一覧(重点取組)

別紙

基本目標1 福祉のこころをはぐむ人づくり

基本施策	NO	取組	取組内容	定量的指標	現状値 (R3年度)	目標値 (R9年度)	R5年度	R5年度 実績値 【達成率】	評価	令和5年度の評価(成果や課題)	令和6年度の取組内容	評価主管課
							参考 目標値					
1 福祉のこころの醸成	1	共生のこころをはぐむプロモーション	地域共生社会の実現に向けて、誰もが地域社会の一員としてその地域と関わり合いながら支え手となるよう、共生のこころをはぐむ人づくりの推進に取り組む。(やさしさをはぐむ福祉のまちづくり表彰の実施や宇都宮市福祉の祭典と統合)		-	-	-	-	A	・市有施設等における「地域共生のこころをはぐむプロモーション動画(宇都宮エンジン)」の放映や広報紙への特集掲載、地域コミュニティラジオ「ミヤラジ」への出演、LRT開業記念事業におけるブースの出展に加え、市民福祉の祭典における「認知症・発達障がいに関するVR体験会」の開催など、様々な機会を捉えて周知に取り組み、市民の福祉意識の向上や地域共生社会の理解促進が図られた。 ・地域共生社会の実現に向け、さらなる市民の意識向上や理解促進を図り、行動変容につなげていくため、周知啓発の継続・強化に取り組む必要がある。	引き続き、広報紙への情報掲載やミヤラジへの出演などを行うほか、より多くの市民の目に触れるよう、地域共生社会のLP(ランディングページ)をSSC特設サイトに統合するとともに、市民をはじめ相談支援機関や地域団体などに対して、地域共生社会の実現に係るリーフレットなどを配布するほか、宮みらいライトヒル(宇都宮駅東口交流広場)のデジタルサイネージ等でプロモーション動画を放映するなど、周知啓発の強化に取り組んでいく。	保健福祉総務課
	2	こころのユニバーサルデザイン運動の推進	高齢者・障がい者・妊婦等に対する日常生活の中での声かけや支援など、市民のやさしさや思いやりの気持ちを一層はぐみ広めていく「こころのユニバーサルデザイン運動」を推進するため、障がい者シンボルマークの周知、ポスターコンクールなどの啓発事業を実施するとともに、おもいやり駐車スペース利用証の交付を行う。	障がい者シンボルマーク等の認知度	45.8%	59%	47.5%	48.9% 【102%】	A	・市内の小中学生を対象としたポスターコンクールの実施などを通じて、幅広い層への啓発活動を行い、日常生活の中で自然に手助け・見守り・声かけなどができる福祉のこころを育む人づくりの推進を図ることができた。 ・ポスターコンクール応募件数【51件】 ・ポスター配布【2種×280部】 ・カレンダー配布950部】	・これからの社会を担う子どもたちへの「福祉の心」の醸成や市民の福祉意識の高揚を図るため、引き続きポスターコンクールの実施や市内小中学校へのポスターやカレンダーの配布等に取り組んでいく。	保健福祉総務課
	3	障がいや障がい者への理解促進及び差別解消	障がいや障がい者への理解促進に向け、合理的配慮を促進するための動画の作成や放映などをすほか、当事者からの相談に対応し、差別解消の促進を図る。		-	-	-	-	A	・ミヤラジ・バンパビジョンなどにおける合理的配慮の提供に係る周知啓発動画の放映や、出前講座、障がい者週間での街頭啓発等より、障がいや障がい者に対する理解促進及び差別解消に取り組んだ。 ・小学校における盲導犬ふれあい教室を開催することにより、幼少期からの障がいへの理解が図られた。 ・令和6年4月に「障害者差別解消法改正法」が施行され、民間事業者の合理的配慮が義務化されることから、民間事業者への周知啓発を図る必要がある。 ・障がいを理由とする差別に係る相談に対応するとともに、障がい者差別解消支援地域協議会を開催し、関係機関で事例検討するなど、差別解消の推進に取り組んだが、差別解消窓口の相談件数が少なく、窓口の周知啓発に取り組む必要がある。	・障がい者が地域で安心して暮らせるよう、引き続き、合理的配慮の提供に係る周知啓発動画の放映や出前講座等に取り組むほか、広報紙の活用や関係団体との連携により、民間事業者に対し、より一層、理解促進を図っていく。 ・差別解消の推進に向け、障がい者が参加するイベントなど様々な機会を捉えて、差別解消窓口の周知啓発に取り組んでいく。 ・これまで実施してきた小学校における盲導犬ふれあい教室に加え、障がい者当事者を講師とする講座や障がい者スポーツを体験できる講座を新設し、幼少期からの障がいへの理解促進に取り組んでいく	障がい福祉課
2 福祉教育の推進と福祉に関する人材の育成	7	宮っ子心の教育の推進	児童生徒に、目標に挑戦し、あきらめずに粘り強く取り組むたくましさや、思いやりなどの豊かな心を育むため、各学校において、「特別の教科 道徳」(道徳科)の充実を図るとともに、学校行事や児童会・生徒会活動などの様々な教育活動を有機的に結び付けながら、小中学校9年間の系統的な指導や、地域や社会の教育力を生かした体験活動の充実など、「宮っ子心の教育」の一層の充実に取り組む。	「学習と生活についてのアンケート」(市内児童・生徒対象)における設問「誰に対しても、思いやりを持って接している」と回答した中3生徒の割合	93.9%	95%	94.2%	93.6% 【99%】	B	・児童生徒の豊かな心の育成に向け、学校や地域学校園において道徳科の学習と体験活動を有機的に結びつけた「宮っ子心の教育」をより一層推進するため、『「宮っ子心の教育」指導事例集』を、たくましさの涵養に係る内容を加えるなどして改訂した。	・これまで同様、「宮っ子心の教育」を着実に推進するとともに、学校行事等を通して、たくましさに係る挑戦する心やあきらめない心の育成に、一層積極的に取り組む。	学校教育課
	11	すべての世代を対象とした福祉共育の推進	障がいの理解等を通じて相互理解を深め、市民がお互いに支え合い助け合う思いやりの心を育むため、出前福祉共育講座を開催する。	出前福祉共育講座の実施回数	26回	120回	50回	53回 【106%】	A	依頼時期や依頼内容に変動はあるが、要望に応じた内容により講座を実施した。 依頼先が市内の小中学校が中心となっているなど、偏りが生じている。	地域や団体等にも周知を促し、幅広く講座が実施できるよう、引き続き、出前講座のPRに努めていく。	市社会福祉協議会
	13	若者ボランティア認定制度	若い世代による自主的かつ継続的なボランティア活動の促進や、将来的な地域活動の担い手育成を図るため、まちづくりセンターと大学が連携し、一定数の活動を行った学生を「みやのまち活担い隊」として認定する「若者ボランティア認定制度」を創設するもの		-	-	-	-	B	・市民協働のまちづくりの拠点施設である「まちづくりセンター」において、若者ボランティア認定制度を見据え、若者を対象としたコケ落とし&クリーンウオークなどの「ボランティア体験プログラム事業」などに取り組み、高校生や大学生など、多くの若者(104名)を呼び込むことができた。 ・参加者に対して「ボランティア活動証明書」を交付し、参加意欲の醸成を図った。 ・引き続き、大学生等の若者のボランティアへの参加促進につながる効果的な仕組みや環境づくりに取り組む必要がある。	引き続き、大学生等の若者のボランティアへの参加促進につながる仕組みや環境づくりに向け、まちづくりセンターの指定管理者をはじめ、関係者と意見交換をしていく。	みんなでまちづくり課

「宇都宮市地域共生社会の実現に向けた福祉のまちづくりプラン」事業一覧(重点取組)

別紙

基本目標1 福祉のこころをはぐくむ人づくり

成	15	「宮デジサポーター」によるデジタル知識・技術の伝達・支援	デジタル機器を活用できる技術の格差を緩和するため、スマートフォンの基本的な操作方法などについて身の回りの高齢者等に対して教えることができる「宮デジサポーター」を養成し、日常生活や所属する地域団体の普段の活動の中で、高齢者などに対して、スマートフォンに関する正しい知識や技術の伝達、支援などに取り組む。	宮デジサポーターの養成人数	-	120人 (累計)	20人	40人 【200%】	A	当初想定していた2倍となる40名を養成するとともに、関係課や地域行政機関と連携しながら、活動機会の提供や宮デジサポーター同士の交流会の開催等を行った。	宮デジサポーターの養成人数を拡充するとともに、人に教えるスキルの向上や地域に密着した活動の促進に向けて、活動の機会や交流の機会を提供し、積極的な活動を促進できるよう支援していく。	デジタル政策課
---	----	------------------------------	--	---------------	---	--------------	-----	---------------	---	---	---	---------

「宇都宮市地域共生社会の実現に向けた福祉のまちづくりプラン」事業一覧(重点取組)

基本目標2 共に支え合う地域づくり

基本施策	NO	取組	取組内容	定量的指標	現状値 (R3年 度)	目標値 (R9年 度)	R5年度	R5年度	評価	令和5年度の評価(成果や課題)	令和6年度の取組内容	評価主管課
							参考 目標値	実績値 【達成率】				
1 市民の 主体的な 地域活動 への支援	17	まちづくり活動応援事業の推進	市民、NPO、企業等が容易にまちづくり活動情報を発信・入手ができ、まちづくり活動に参加しやすい仕組みを構築し、活動参加の「きっかけ作り」と活動継続の「励み」を創出することにより、まちづくり活動への参加者の増加や、活動団体の「活力向上」を図る。	まちづくり活動応援事業への登録者数	1,816 人	11,000 人	7,000 人	6,683 人 【95%】	B	・市内全域で本事業がより一層活用されるよう、地域行政機関職員による「まち活応援隊」を中心に「1地区1モデル事業」の創出に取り組んだほか、事業説明会の開催や事業PR動画の周成・活用などのPR強化、更にはアプリの操作性向上に向けた改修などを実施した結果、活動者等の登録の増加や活動機会の創出につながった。 ・まちづくりセンターと連携した周知強化に加え、アプリの操作性を改善や相談支援の充実などの参加促進のための仕組みづくりに取り組む必要がある。	活動者の「励み」や実施団体の「活力向上」につながるよう、引き続き、「まち活応援隊」やまちづくりセンターと連携しながら、活動事例集や事業PR動画等を活用し、活動団体等に対する事業の理解促進、参加促進に向けた効果的な方策を検討し、実施していく。	みんなでまちづくり課
	20	自治会加入促進	日常生活を共に支えあい、安全安心な暮らしを確保するため、自治会の活性化を支援し、地域コミュニティの醸成、地域の絆づくりを図る。	自治会加入世帯数	148,370 世帯	150,000 世帯	148,500 世帯	146,789 世帯 【98%】	B	・「自治会活動・元気アップ研修会」を通じて多くの自治会長等に活動や運営の在り方について学びの機会を提供し、運営側の意識の醸成を図るとともに、「魅力ある自治会づくり支援事業補助金」を通じて、加入促進や防災力強化など、自治会の課題解決に向けた地域主体の取組が行われ、自治会の魅力を高めることができた。 ・自治会加入率の低下などを踏まえ、自治会活性化の取組を全市に波及させていくとともに、加入促進に向けた取組を強化していく必要がある。	令和6年度に連合会が新たに実施する「宮PASS」を活用した「魅力創出キャンペーン」や自治会活動の中で生じた法律的な問題に関する専門家との相談事業などの取組を支援するなど、自治会活動の支援に取り組むことに加え、加入率減少の潮流に歯止めをかけるよう、自治会に係る条例制定を含め、全市的な機運醸成に向けた取組の強化を図る。	みんなでまちづくり課
	21	民生委員児童委員活動等に対する支援	民生委員児童委員活動を遂行するために必要な知識及び技術の習得や民生委員児童委員協議会の地域福祉活動事業の支援を行う。		-	-	-	-	B	・全体研修会の実施を通して、民生委員活動の遂行に必要な知識及び技術の習得を図り、地域福祉活動の推進に取り組むことができた。 ・委員の高齢化や新たな担い手の不足により、充足率96.2%と欠員が生じている。	・民生委員活動の遂行に必要な知識及び技術の習得を図るとともに、地域福祉活動の推進のために、引き続き、民生委員児童委員協議会の事業を支援していく。 ・欠員が生じている地区において、各地区の実情に応じ、地区民児協等と連携しながら制度周知を実施する。	保健福祉総務課
	24	福祉協力員活動の充実	誰もが住み慣れた地域や家庭で安心して暮らしていることができるよう、身近な地域で暮らす住民同士が、日常生活の中で見守りや声かけ活動などを行う福祉協力員活動の充実・強化を図る。	福祉協力員の委嘱人数	2,516 人	2,582 人	2,520 人	2,447 人 【97%】	B	・委嘱状交付式の際の研修会、表彰式の際の講演会、また各地区での研修会、専門分野研修を階層別に開催した。市内外への視察研修等の調整、及び受け依頼を適宜実施した。 ・目標人数の確保、及び活動の充実に向け、自治会長、民生委員等、関係機関との連携をさらに強化していく必要がある。	・効果的な階層別研修の実施 ・各地区における研修会の開催支援 ・自治会との連携強化	市社会福祉協議会
	27	ボランティアセンターの充実	市民が気軽にボランティア活動等に参加できるよう、ボランティアの相談・登録やマッチングのほか、養成講座の開催や交流の場づくりなど、市民の自発的な活動の支援を行う。また、災害時における災害ボランティアセンターの迅速な設置や円滑な運営を図るために災害ボランティアの養成を充実させるなど、総合的なボランティア支援体制を推進する。	ボランティアセンター登録団体数	359 団体	362 団体	350 団体	328 団体 【93%】	B	ボランティアの相談・登録・マッチング等、ボランティア活動の支援を図った。 コロナ禍より活動自粛していた団体の解散や、高齢化によって活動が難しくなってしまった団体等が増加し、登録団体数の減少が見受けられた。	ボランティア活動に気軽に参加できるよう、引き続き、相談・登録・マッチング、情報提供に努め、今後も登録団体への活動支援の充実を図っていく。 各種講座内容の見直し等を行い、充実した講座が実施できるよう広く周知に努める。	市社会福祉協議会
	28	宮っこの居場所づくりの推進	子どもが気軽に立ち寄り、かつ自由に集まることができ、自主的な活動や交流の機会が得られる場を提供するとともに、支援が必要な子育て家庭の孤立化を防ぐことができるよう、子どもを見守りながら支援を必要とする子育て家庭を早期に把握し、個々の状況に応じた支援を行う宮っこの居場所づくりに取り組む。	宮っこの居場所の登録数(か所)	23 か所	56 か所	36 か所	44 か所 【122%】	A	・より身近な地域における利用しやすい居場所の設置を促進するため、市民や団体等向けに居場所づくり事業の周知を行ったほか、開設準備講座の開催や開設・運営に係る経費の一部支援を実施した。また、新たに作成した「宮っこの居場所づくりスタートブック」を活用し、居場所を始める前に確認するポイントや必要な準備、開設や運営に対する支援などを紹介した。 ・身近な地域において、子どもが気軽に居場所を利用できるよう、さらなる設置数の拡大を図る必要がある。また、既存の居場所について、利用者の状況に応じた支援や安定的な運営ができるよう、運営者やスタッフの資質の向上及びボランティアの確保を図る必要がある。	・引き続き、関連団体への周知や地域への出前講座の実施などにより、市民や団体等の事業への理解促進や居場所設置の機運醸成を図るとともに、「宮っこの居場所づくりスタートブック」の活用や開設準備講座の開催、専用の相談窓口での支援などを通して、居場所の設置促進を図っていく。 ・「宮っこの居場所ネットワーク会議」において、情報交換や研修等を行うことにより、運営スタッフの資質向上と居場所間の連携強化を図る。 また、大学等と連携しながら、居場所のボランティア確保等に努めることで、運営体制の強化を図っていく。	子ども政策課
32	ふれあいいきいきサロン事業の推進	高齢者や障がい者、子どもなどが身近な場所に気軽に集える機会を提供し、ふれあいを通じて仲間づくりや生きがいづくりの輪を広げ、また、参加者の悩みや不安の解消を図り、安心して暮らしていることができるよう、支えあい助けあう地域社会の構築を推進する。	ふれあいいきいきサロン設置数	306 か所	360 か所	320 か所	328 か所 【102%】	A	コロナ禍における情報提供の継続により、5類移行後もスムーズにサロン活動を再開することができた。更にサロン間の情報交換や研修の場を設ける等、継続して支援を行ったことで、サロン新規開設の機運が高まり、12サロンが新規で立ち上がり、合計設置数の増となった。	担い手不足や活動場所の問題等、様々な課題を抱えているサロンが増加しており、サロン活動を効率的、安定的に継続していくために、地区社協や福祉協力員など地域の関係機関との連携のもと、サロン活動の情報発信や、サロン間の情報交換の場の提供、研修の実施等、引き続きサロン活動支援を進めていく。	市社会福祉協議会	

「宇都宮市地域共生社会の実現に向けた福祉のまちづくりプラン」事業一覧(重点取組)

基本目標2 共に支え合う地域づくり

2 社会 参画 の 促 進	32	ふれあい・いきいきサロン事業の推進(再掲)	高齢者や障がい者、子どもなどが身近な場所に気軽に集える機会を提供し、ふれあいを通して仲間づくりや生きがいづくりの輪を広げ、また、参加者の悩みや不安の解消を図り、安心して暮らし続けることができるよう、支えあい助けあう地域社会の構築を推進する。	ふれあい・いきいきサロン設置数	306 か所	360 か所	320 か所	328 か所 【102%】	A	コロナ禍における情報提供の継続により、5類移行後もスムーズにサロン活動を再開することができた。更にサロン間の情報交換や研修の場を設ける等、継続して支援を行ったことで、サロン新規開設の機運が高まり、12サロンが新規で立ち上がり、合計設置数の増となった。	担い手不足や活動場所の問題等、様々な課題を抱えているサロンが増加しており、サロン活動を効率的、安定的に継続していくために、地区社協や福祉協力員など地域の関係機関との連携のもと、サロン活動の情報発信や、サロン間の情報交換の場の提供、研修の実施等、引き続きサロン活動支援を進めていく。	市社会福祉協議会
	36	参加支援事業	地域社会との繋がりづくりに向け、個人の状況やニーズ等に応じ、福祉協力員や民生委員などの地域福祉の担い手が地域資源とのマッチングを支援する。		-	-	-	-	A	支援を必要とする本人(被支援者)などが適切な地域資源を簡便に検索し利用することができるよう、デジタルを活用した地域資源把握のための仕組みの検討や、社会との関係性が希薄化した被支援者と地域資源に結びつける役割を担う「参加支援コーディネーター(以下、コーディネーター)」の制度設計に向けて検討を実施した。	地域資源把握の仕組みについては、デジタル化を見据え、効果的効率的な地域資源の収集とデータベース化、データの検索・閲覧のし易さなどがポイントになることから、先進事例を調査・研究し、具現化に向けて検討を継続する。コーディネーターについては、精神保健福祉士など、具体的な協力先を精査し、調整を実施する。	保健福祉総務課
3 共に 支え 合う 地域 ネッ トワ ーク づ くり	39	認知症になっても地域で安心して暮らせる環境の整備	はいかい行動が顕著となった認知症の方やその家族を地域で支える体制を構築するため、地域住民による温かな見守りやはいかい時の捜索への協力などの支え合いを充実するほか、認知症が原因で生じる事故等の損害を補償する保険制度を実施する。	見守りグッズ利用者数	-	2,000 人 (累計)	400 人	656 人 【164%】	A	・地域安心サポート事業として、認知症の方が身に着けやすいよう、新たな「見守りグッズ」の作成や地域住民によるはいかい高齢者の早期発見に資する「捜索支援アプリ」を導入し、認知症の本人・家族や地域住民に対して幅広く周知に取り組んだ。 ・認知症事故救済制度については、介護保険の被保険者のうち「一定のリスク保有者」は申請不要で加入となるほか、「見守りグッズ」の申請者も加入できるようにしたことで、加害の際に保険に加入していないケースを最小限にする仕組みとして制度設計し、令和5年8月から導入することができた。 ・より多くの市民に対する事業の理解促進に取り組み、特に「捜索支援アプリ」は、行方不明時に捜索協力してくれる多くの協力者が必要であることから、協力者の登録者数を増やしていく必要がある。	・各事業について市の広報紙への掲載や地域、関係団体へ説明会を行うなど、積極的な周知に取り組みながら引き続き事業を実施していく。 ・地域安心サポート事業については、様々な機会を捉えて各地域へと出向き、事業の説明やアプリを使った徘徊模擬訓練を行うなど、地域住民への事業の周知・啓発とともに、警察や消防など、行方不明者の捜索に関係する機関との連携に取り組んでいく。	高齢福祉課
	40	コミュニティワーカーの育成支援	地域における多様な関係機関・団体や行政機関等と連携・協働し、ネットワークづくりを推進することにより、新たな福祉活動やサービスの充実強化を図れるよう、コミュニティワーカーの確保や育成に向けた支援を行う。		-	-	-	-	B	社会福祉協議会運営に関わる補助金をとおして、社会福祉協議会(地域福祉課)1名増員し、相談支援の充実強化を図る。	新たな福祉活動やサービスの充実強化を図れるよう、引き続き、社会福祉協議会に対し、必要な支援を行います。	保健福祉総務課
	41	支え合い協議会の設置	関係機関と連携しながら、市全域に共通の課題について、支え合いの取組の実施や、支援策を検討する協議会の設置を検討する。		-	-	-	-	A	「宇都宮市やさしさをはぐむ福祉のまちづくり推進協議会」の構成団体により、「宇都宮市支え合い協議会」を令和5年11月に設立した。 引き続き、効果的に事業を実施するための協議会の在り方(参加団体の役割、委員会の運営手法など)について検討していく。	宇都宮市社会福祉協議会と連携しながら、協議会としての活動を実行する委員会を設置し運営するほか、委員会における具体的な取組内容について検討を進める。	保健福祉総務課

「宇都宮市地域共生社会の実現に向けた福祉のまちづくりプラン」事業一覧(重点取組)

基本目標3 安心・快適に暮らせる福祉の基盤づくり

基本施策	NO	取組	取組内容	定量的指標	現状値 (R3年 度)	目標値 (R9年 度)	R5年度	R5年度	評価	令和5年度の評価(成果や課題)	令和6年度の取組内容	評価主管課
							参考 目標値	実績値 【達成率】				
1 多 様 な 福 祉 サ ー ビ ス の 充 実	45	広報手段や公共掲示物のバリアフリーの推進	ユニバーサルデザイン文書マニュアルを活用し、市民にわかりやすい文書の作成に努めるほか、広報紙の点字・音声版作成や、ホームページの音声読み上げに配慮した作成などにより、障がい者や高齢者にわかりやすい行政情報の提供を推進する。		-	-	-	-	A	広報紙の点字・音声版について、毎月、広報紙の発行に合わせて作成し、希望者に無料で郵送するとともに、ホームページに音声版やテキストデータを掲載している。ホームページにおいては、文字サイズや文字及び背景の色の組み合わせが変更できるほか、添付するPDFデータを含め音声読み上げソフトに対応した仕様となっている。	全ての市民等に情報が確実に届き、理解や共感を得られる「伝わる」広報の確立に向けて、広報紙やホームページについて、さらなる閲覧しやすさの向上等に取り組む。	広報広聴課 保健福祉総務課
	48	包括的相談支援事業(保健と福祉の相談窓口・地域包括支援センター)	高齢者、子ども、障がい者、生活困窮者、外国人など、世代や属性、相談内容等に関わらず相談を受け止め、必要な支援に繋ぐことができるよう、本庁及び4か所の地区市民センター(平石、富屋、姿川、河内)の保健と福祉の相談窓口に加え、市内25か所の地域包括支援センターに共生型の窓口を設置する。	保健福祉の相談窓口・地域包括支援センターにおける相談件数	-	29,320 件	24,100 件	32,261 件 【133%】	A	・地域包括支援センター(25か所)と地域保健福祉拠点(5か所)に「保健と福祉のまるごと相談窓口エールU」(以下「エールU」)を設置し、保健と福祉に関する相談を受け止め、内容に応じて適切な専門の相談支援機関や多機関協働事業者につなぐ体制を構築した。 ・市民や相談支援機関などを対象に、ホームページや広報紙への情報掲載、お知らせチラシの配布、のぼり旗の設置、説明会の開催など、あらゆる手法を用いて周知に取り組んだことにより、エールUの認知向上が図られた。 ・一方、「エールUが全ての相談をその場で解決できる」など、エールUの役割の認識不足が一部に見受けられることから、正しい知識に基づく理解促進を図る必要がある。	・より多くの市民にエールUを利用してもらえるよう、引き続き、様々な媒体・手法を用いて、広くエールUを周知していく。 ・また、エールUの役割を記載したチラシを窓口や第2層協議体の場などで配布するほか、あらゆる場を捉えて事業説明を積み重ねていくことにより、正しい知識に基づく理解促進に取り組んでいく。	保健福祉総務課
	51	こども家庭センターの設置	相談支援体制を強化し、支援を要する妊産婦や子ども等を早期かつ確実に把握するとともに、適切な支援を届けるため、子育て世代包括支援センター(母子保健)と子ども家庭総合支援拠点(児童福祉)の機能を一体化した「こども家庭センター」を設置し、妊婦や子育て世帯の個人の状況等に応じたサポートプランの作成やアウトリーチによる訪問支援等、切れ目ない支援の更なる充実を図る。		-	-	-	-	A	・改正児童福祉法により、令和6年4月から市町村に「こども家庭センター」を設置することが努力義務化されたが、本市においては1年前倒して令和5年4月に設置し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対して母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談機能を行う体制を整備することができた。 ・5か所の子育て世代包括支援センターを、「こども家庭センター相談窓口」として位置づけ、母子保健相談員をそれぞれ新たに配置し、相談支援の充実を図ることができた。 ・支援を必要とする妊産婦等に対して、個々の事情に応じたサポートプランを作成し、関係機関と情報の共有・連携を図りつつ、訪問指導等を実施するなど、「こども家庭センター」の機能を十分に発揮し、切れ目ない支援を実施することができた。 ・また、「伴走型相談支援及び出産・子育て応援交付金の一体的実施事業」のうち、妊娠届出時の妊婦全数面接及び妊娠8か月面接の実施、子育てガイドの説明やマタニティプランの作成等、身近な地域において寄り添った相談支援を実施することができた。 ・今後においても支援を要する母子に対して、安心して子育てができるよう更なる支援の充実を図る必要がある。	引き続き、支援を必要とする妊産婦等に対して、個々の事情に応じたサポートプランを作成し、関係機関と情報を共有・連携し、切れ目ない支援を実施していくとともに、安心こども基金を活用しながら、こども家庭センター事業の推進に努めていく。	子ども支援課
52	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	「ひきこもり」などの複雑化・複合化した問題を抱えることで必要な支援が届いていない又は、必要な支援を求められない個人や世帯に適切な支援が届くよう、アウトリーチ等による継続した支援を実施し、多機関協働事業に繋げる。	アウトリーチ等の実施件数	-	200 件	160 件	105 件 【65%】	C	・アウトリーチの取組により、発見把握した支援を必要とする者については、それぞれの困りごとに応じて専門の支援機関につないだほか、多機関協働事業者の調整を経て、重層的支援会議等で「重層的支援プラン」等を作成し、適切な支援を実施することができた。 ・一方で、発見把握から「重層的支援プラン」等による支援開始までの間に、アウトリーチ等による継続的な支援を必要とする者に対しては、こうした支援を担う機関等が明確になっておらず、一時的に地区担当保健師やエールU職員が対応しているところであり、関係者間の役割分担の明確化や対応体制の構築の検討を行う必要がある。	引き続き、アウトリーチの取組により発見把握した支援を必要とする者に対しては、より一層速やかに適切な支援機関等につなぐことができるよう、取り組んでいく。また、潜在的な課題を抱える世帯・個人を取りこぼさないよう、研修等を通じて職員の情報感度のスキルを高めていく。 ・エールU、多機関協働事業者、各支援者といった各段階におけるアウトリーチの取組の目的や範囲、他分野との協働などについて改めて整理を行う。また、「重層的支援プラン」等の開始前段階からアウトリーチ等による継続的な支援を必要とする者に対する対応体制について検討を行う。	保健福祉総務課	

№52「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業(R5年度 新規開始)」の目標値については、目標値設定(R4年度)が当事業開始前であったため、R3年度において把握していた単一分野の相談も含め、支援利用に至っていない相談件数と同程度の事案が地域に存在し把握されていないものと仮定し、アウトリーチ見込み数に設定したものである。
 このような中、当事業が開始した令和5年度においては、包括的相談支援事業において、相談件数が見込みを大きく上回るなど、市民が相談に訪れやすい体制を整備したことに加え、単一分野で解決可能な事案については、当事業と併行して実施する各分野のアウトリーチ事業においても対応を開始していることから、目標値設

「宇都宮市地域共生社会の実現に向けた福祉のまちづくりプラン」事業一覧(重点取組)

基本目標3 安心・快適に暮らせる福祉の基盤づくり

1 多様な福祉サービスの充実	55	宮っ子ステーション事業の推進	放課後における児童の健全育成を図るため、地域、学校等と連携して児童の安全安心な居場所を設け、体験活動や交流活動、学習支援などを行い、参加児童が様々な体験を通して学びながらコミュニケーション能力などの「生きるために必要な力」を身につけ、子どもたちが地域社会の中で心豊かに育まれる環境づくりを推進する。	放課後子ども教室に係る延べ地域活動者数(年間)	12,904人	18,780人	14,000人	21,540人 【153%】	A	・令和5年度は、地域と連携のもと新たに2校での放課後子ども教室の立ち上げを行うとともに、既に実施している学校においても、企業の視点(専門体験)を取り入れながら、様々な活動を通して児童の自主性や社会性の向上に取り組んだ。 ・地域によっては、担い手の不足や高齢化により、事業の企画立案の負担が大きいため、活動アドバイザーリストの活用などにより、負担軽減を推進し、子どもたちの体験の場の更なる充実を図る必要がある。	・未実施校へ積極的に足を運びながら学校や魅力ある学校づくり地域協議会、宮っ子ステーション推進委員会等への働きかけを行うとともに、実施校区に対しては、地域ぐるみで子どもを育む環境づくりの更なる充実に向け、活動アドバイザーリスト等を活用した活動内容の充実への支援を行っていく。	生涯学習課
	56	多機関協働事業	地域共生社会の構築に向け、個人や世帯が抱える複雑化・複合化した問題に適切に対応できるよう、問題を解きほぐし、関係機関等の役割などを盛り込んだ支援プランを作成し、多機関協働による支援を提供する。	多機関協働事業調整件数	-	675件	640件	61件 【9%】	C	・8050問題やひきこもりなど複雑・複合化した問題があるケースに対して、課題の解きほぐしや調整、多分野の関係機関をマネジメントし、関係機関と連携した支援を行うことができた。 ・複雑・複合化した問題を抱えるケースの早期発掘・早期支援に向けた、より適切な後方支援を行えるよう、相談しやすい関係を構築する必要がある。また、複雑・複合化した問題を抱えるケースに、より適切に対応できるよう、対応力の強化を図る必要がある。	・引き続き、市内25か所のエールU(地域包括支援センター)や5か所の障がい者生活支援センター等との意見交換等を実施し、関係構築を行いながら、複雑・複合化した問題を抱えるケースを早期に支援につなげる。また、エールUの職員を対象に事例検討などの研修会を実施することで、多機関協働事業に該当するケースの理解を深め、支援方法のスキル等を身につける。 ・今後とも、多機関協働事業担当者会議等での事例の情報共有やケーススタディなど研修会を実施し、多機関協働事業者の対応力の向上を図ることにより、多分野の関係機関と連携しながら伴走型の支援を行っていく。	保健福祉総務課
	57	ヤングケアラー対策の推進	ヤングケアラーの早期把握に努めるとともに、ヤングケアラーの疑いのある子どもから相談を受けた場合には、アセスメントシートの活用等により、必要に応じて、医療機関等の社会資源や福祉サービスと家庭をつなぐなど、個々の家庭環境に応じた支援を行う。 また、研修会等を通じて、福祉、介護、医療、教育等の関係機関に対し、ヤングケアラーに対する理解促進を図るなど、社会的認知度向上のための取組を推進する。		-	-	-	-	A	・ヤングケアラーの相談支援を専門に行うコーディネーターを配置するとともに、ヤングケアラー当事者や関係機関等からの相談を受け付ける専用相談窓口を開設した。 ・また関係機関を対象にした研修会の実施や、ヤングケアラーの概要と相談窓口を記載したチラシを中学校・高等学校に配布し、潜在化しやすいヤングケアラーの早期発見・把握につなげることができた。 ・さらに市立小中学校の職員研修等で活用できるよう、教員が使用する端末のアプリ内に「ヤングケアラーにおける学校の対応について」の動画を掲載し、一層の理解促進を図ることができた。	・引き続き、関係機関を対象にした研修会の実施やチラシの配布などの周知・啓発活動に努めるとともに、令和6年4月から開始した「子育て世帯訪問支援事業」を活用し、ヤングケアラーの家事負担の軽減につなげるなど、ヤングケアラーの早期発見・把握、支援サービスにつなぐ体制を運用していく。	子ども支援課
59	不登校児童生徒の個々の状況に応じた支援の充実	学校や社会とつながりがもてずに家庭で多くの時間を過ごしている不登校児童生徒等が、教育から取り残されてしまうことがないよう、「学びの機会」を保障し、将来の社会的自立を可能とする仕組みを構築する。	不登校児童生徒のうち、「学びの機会」を保障し、将来の「社会的自立」に向けた支援につながった児童生徒の割合	74.1%	85%	75%	76.2% 【101%】	A	不登校数が増加する中、各小中学校においては、新たな不登校児童生徒を生み出さないよう、きめ細かな学級経営や課題の早期発見・早期対応に取り組む必要がある。不登校児童生徒の学びの機会を保障するなど、児童生徒が安心して過ごせる教育環境づくりの推進や将来の社会的自立を目指した支援に取り組む必要がある。 また、不登校の要因・背景が複雑化・多様化する中で、関係機関が連携を強化し、児童生徒一人一人の社会的自立と学びの場の確保に向け、個々の状況に応じた支援の充実を目指し、不登校対策の取組を進める必要がある。	学校においては、指導主事による不登校対策に係る学校訪問の実施や児童生徒基礎調査の活用等により、不登校の未然防止、早期発見・早期対応の強化を図る。また、別室登校支援や1人1台端末を活用した支援など、一人一人の状況に応じた不登校支援の充実を図る。さらに、適応支援教室や、フリースクール等の民間施設へ通所している児童生徒については、積極的な情報共有等、関係者が連携し、学びの保障と将来の社会的自立に向けた支援を推進する。 教育委員会においては、不登校対策プロジェクト会議により、関係各課の取組状況を進行管理し、総合的な不登校対策の取り組みを推進する。	教育センター	

№56「多機関協働事業(R5年度 新規開始)」の目標値については、目標値設定(R4年度)が当事業が開始前であった中、重層的支援体制整備事業の趣旨に鑑み、把握した事案に漏れなく対応していくため、算出根拠としたR3年度の事案(相談)数を最大限、広く捉えて試算したものである。
具体的には、複雑・複合化しており支援利用に至っておらず調整が必要と見込まれる事案数(55件)に加え、既に一部の支援を利用しているが更に調整先の拡大が想定される事案数(620件)も含めて設定したところである。
このため、事業単位での定数評価の算定上、「C評価」となるものである。
しかしながら、本市の重層的支援体制整備事業の開始後は、相談を受け止める窓口部門が受け止めた相談(事業№48参照、R5実績:32,261件)について、困りごとの解きほぐしが必要な相談については解きほぐしを行い、窓口と各分野の相談支援機関が直接、連携を図ったことで、多機関協働事業者による調整件数は61件に留まっ

「宇都宮市地域共生社会の実現に向けた福祉のまちづくりプラン」事業一覧(重点取組)

基本目標3 安心・快適に暮らせる福祉の基盤づくり

1	多様な福祉サービスの充実	60	つながりサポート女性支援事業	不安や困難を抱える女性の潜在化が懸念される中、支援が十分に行き届いていない女性に対し、相談支援を行うため、身近な地域で活動するNPO等と連携したきめ細かな支援など相談体制の強化を図る。	つながりサポート女性支援事業において連携したNPO等の数	56 団体	90 団体	91 団体	97 団体 【107%】	A	<ul style="list-style-type: none"> ・済生会宇都宮病院内での常設相談窓口のほか、地域の身近な場所で相談できるよう、連携団体による「つなサボ相談室」の(97か所)や、公共施設や市イベント会場などでの臨時相談窓口(出張相談会)を9か所で実施するなど、NPO等の知見やネットワークを生かした相談支援に取り組むことができた。 ・円滑で切れ目のない支援を行うため、連携会議において、相互理解を深めるための情報共有や意見交換、研修等に取り組んだことで、団体同士のネットワーク化を図ることができた。 ・民生委員児童委員等の団体を対象に、支援人材養成出前講座を開催し、自身の活動の中で困難な問題を抱える女性を支援できる人材を育成した。 ・複雑化・複合化した相談案件について、円滑で切れ目のない支援を行うため、様々な分野で専門性を有する団体との連携やネットワークを強化していく必要がある。 ・令和6年4月施行の「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(困難女性支援法)を踏まえ、行政と関係機関相互の一層の緊密な連携が図られるよう、事業の推進体制や事業内容を見直す必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政と関係機関相互の一層緊密な連携が図るとともに事業の実施体制について、令和6年度から市女性相談所を中心とした体制に見直すとともに、困難な問題を抱える女性に対する支援を包括的に行えるよう、DV被害者の支援団体などの関係団体との連携を一層強化していく。 ・引き続き、「連携会議」において、相互理解を深めるための情報共有や意見交換、研修等に取り組み、団体同士のネットワークを一層強化することにより円滑な支援を実施する。 ・相談にたどりつけない女性に対する相談窓口の情報提供や気軽な相談、心身回復に向けた女性同士の交流や就労支援など、困難な問題を抱える女性に対する切れ目のない支援を行うための居場所づくり事業などの新規事業について、より多くの女性に参加してもらえるよう、実施手法や周知方法を検討する。 ・市ホームページや公式LINEでの広報や、現在女性相談所やDV被害者支援団体が関わっている相談者への周知のほか、参加しやすい工夫など、受託者と情報共有や意見交換を行っていく。 ・包括的・重層的支援を行えるよう、引き続き人材養成出前講座を実施する。 	男女共同参画課
	67	障がい者の就労支援の充実	障がい者の経済的自立に向け、就職ガイダンスや一般就労体験などの就労支援策のほか、多様な福祉の場が確保できるよう農業など様々な分野と連携し、障がい者の就労の場の拡大を図る。		-	-	-	-	B	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者就職ガイダンス等の就職支援事業を実施したことにより障がい者の就職につながる機会の創出が図られた。 ・障がい者が適正に能力を発揮できるよう、就職ガイダンスに参加する企業の業種や職種の拡大を図る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の就職につながる機会を引き続き創出するために、自立支援協議会就労支援部会において、障がい者就労支援事業所や関係機関と就労支援策に係る意見交換を行いながら、ハローワークや商工会議所と緊密に連携しながら事業を実施していく。 ・令和6年4月から改定された障がい者法定雇用率の引き上げを見据え、障がい者の一般就労拡大の契機となるよう、障がい者の就労に協力的な企業を認定・周知することで企業等の障がい者就労への更なる協力を促進するとともに、中小企業等の就職支援事業への参加を促進する。 	障がい福祉課	
2	権利擁護支援の充実	69	「成年後見制度利用支援事業」の効果的な運用	市は、成年後見審判請求市長申立を迅速に実施するとともに、申立に要する経費や成年後見人等の報酬を確保することにより、「成年後見制度利用支援事業」の効果的な運用を行う。	相談件数	200 件	400 件	230 件	222 件 【96%】	B	<p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長申立に関しては、審査会を2か月に1回の頻度で定期的に開催し、迅速な申立てを実施した。(市長申立件数 46件) <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・費用(申立、報酬)の助成を受けなければ制度の利用が困難であると認められる方に対し、適切に制度を利用できるよう、必要な支援を行う必要がある。 ・認知症高齢者等の増加により、制度の担い手確保が課題となる中で、専門職(後見人、監督人)が適切な報酬を得られることで、持続可能な制度としていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、審査会を定期的に開催することにより、市長申立の適切・迅速な実施に努めていく。 ・成年後見制度を必要とする方が適切に制度を利用できるよう、国の専門家会議の検討状況等を注視しながら、当該事業の対象者として広く低所得者を含めることや、市長申立て以外の本人や親族による申立ての場合の申立費用及び後見監督人等が選任される場合の報酬も含めることを検討する。 	高齢福祉課 障がい福祉課 保健予防課
	74	中核機関の設置・運営	市は、法第14条第1項の規定に基づき、専門的な権利擁護支援の相談に対応する中核的な役割を担う機関(以下、「中核機関」という。)について、令和5年度中の設置を目指す。中核機関は、地域連携ネットワークをコーディネートし、広報、相談支援、利用促進、後見人支援の機能を担う。業務は広報・相談支援を基本に、段階的に拡張していく。	市民の成年後見制度の認知度	-	65.0%	59.7%	最終年度までに調査することとし、定性的評価	B	<p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年10月に中核機関(宇都宮市成年後見支援センター)を設置 ・広報として、成年後見制度に関するチラシの作成・配布や市民向けの講演会、一次相談機関向けの研修会等を実施 ・相談支援として、中核機関において一次相談機関や市民等からの相談対応を実施 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法律・福祉の専門職と連携した支援や後見人受任候補者の調整等を行うほか、専門職相談会を定期的に実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、二次相談機関として機能できるよう各関係機関と連携しながら円滑な運営を行う。 ・広報として、成年後見制度に関するチラシの作成・配布や市民向けの講演会、一次相談機関向けの研修会等を実施 ・相談支援として、中核機関において一次相談機関や市民等からの相談対応を実施。また、法律・福祉の専門職と連携したケース検討定例会議にて支援内容や後見人受任候補者の調整等を行うほか、専門職相談会を定期的に実施。 	高齢福祉課 障がい福祉課 保健予防課	
	78	関係機関の協働による地域連携ネットワークの構築	市は、地域の人が支援を必要としている人に気づくことで支援に繋げ、相談を受けた機関は、関係機関と連携して本人の課題の解決が図れるよう、司法・福祉・行政等の関係機関による権利擁護支援における地域連携ネットワークを構築し、その推進のための協議会を設置し、中核機関とともに運営する。		-	-	-	A	<p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法律・福祉、医療、金融等の関係機関との連携強化を図るため、「成年後見制度利用促進協議会」を設置 ・年2回開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・法律・福祉、医療、金融等の関係機関との連携強化を図るため、「成年後見制度利用促進協議会」を年2回開催 	高齢福祉課 保健福祉総務課 障がい福祉課 保健予防課		

「宇都宮市地域共生社会の実現に向けた福祉のまちづくりプラン」事業一覧(重点取組)

基本目標3 安心・快適に暮らせる福祉の基盤づくり

2	権利擁護支援の充実	57	ヤングケアラー対策の推進(再掲)	ヤングケアラーの早期把握に努めるとともに、ヤングケアラーの疑いのある子どもから相談を受けた場合には、アセスメントシートの活用等により、必要に応じて、医療機関等の社会資源や福祉サービスと家庭をつなぐなど、個々の家庭環境に応じた支援を行う。 また、研修会等を通じて、福祉、介護、医療、教育等の関係機関に対し、ヤングケアラーに対する理解促進を図るなど、社会的認知度向上のための取組を推進する。	-	-	-	-	A	・ヤングケアラーの相談支援を専門に行うコーディネーターを配置するとともに、ヤングケアラー当事者や関係機関等からの相談を受け付ける専用相談窓口を開設した。 ・また関係機関を対象にした研修会の実施や、ヤングケアラーの概要と相談窓口を記載したチラシを中学校・高等学校に配布し、潜在化しやすいヤングケアラーの早期発見・把握につなげることができた。 ・さらに市立小中学校の職員研修等で活用できるよう、教員が使用する端末のアプリ内に「ヤングケアラーにおける学校の対応について」の動画を掲載し、一層の理解促進を図ることができた。	・引き続き、関係機関を対象にした研修会の実施やチラシの配布などの周知・啓発活動に努めるとともに、令和6年4月から開始した「子育て世帯訪問支援事業」を活用し、ヤングケアラーの家事負担の軽減につなげるなど、ヤングケアラーの早期発見・把握、支援サービスにつなぐ体制を運用していく。	子ども支援課	
		59	不登校児童生徒の個々の状況に応じた支援の充実(再掲)	学校や社会とつながりがもてずに家庭で多くの時間を過ごしている不登校児童生徒等が、教育から取り残されてしまうことがないよう、「学びの機会」を保障し、将来の「社会的自立」に向けた支援につなげた児童生徒の割合を構築する。	不登校児童生徒のうち、「学びの機会」を保障し、将来の「社会的自立」に向けた支援につなげた児童生徒の割合	74.1%	85%	75%	76.2% 【101%】	A	不登校数が増加する中、各小中学校においては、新たな不登校児童生徒を生み出さないよう、きめ細かな学級経営や課題の早期発見・早期対応に取り組む必要がある。不登校児童生徒の学びの機会を保障するなど、児童生徒が安心して過ごせる教育環境づくりの推進や将来の社会的自立を目指した支援に取り組む必要がある。 また、不登校の要因・背景が複雑化・多様化する中で、関係機関が連携を強化し、児童生徒一人一人の社会的自立と学びの場の確保に向け、個々の状況に応じた支援の充実を目指し、不登校対策の取組を進める必要がある。	学校においては、指導主事による不登校対策に係る学校訪問の実施や児童生徒基礎調査の活用等により、不登校の未然防止、早期発見・早期対応の強化を図る。また、別室登校支援や1人1台端末を活用した支援など、一人一人の状況に応じた不登校支援の充実を図る。さらに、適応支援教室や、フリースクール等の民間施設へ通所している児童生徒については、積極的な情報共有等、関係者が連携し、学びの保障と将来の社会的自立に向けた支援を推進する。 教育委員会においては、不登校対策プロジェクト会議により、関係各課の取組状況を進行管理し、総合的な不登校対策の取り組みを推進する。	教育センター
		81	社会を明るくする運動	犯罪や非行の防止と、犯罪をした者等の社会復帰について理解を深めるため、イベントの開催や広報・啓発活動を行い、地域の理解促進に取り組む。	-	-	-	-	B	・宇都宮保護区保護司会や宇都宮更生保護女性会などの関係団体と連携イベントを行った。また、啓発パネル展等で周知啓発活動を実施することにより、犯罪や非行のない明るい社会の実現に向けた啓発を図った。	・犯罪や非行のない明るい社会の実現のため、引き続き、関係団体と連携を図り、啓発運動を実施する。また市再犯防止推進計画についても、庁内関係各課と連携を図り、内容の改定を行う。	保健福祉総務課	
83	虐待・DV防止対策の強化	虐待・DVの防止のため、関係機関・地域と連携し、見守り体制の構築や相談体制の強化を図るとともに、福祉施設に対する巡回支援指導や市民に対する周知啓発を実施し、虐待・DVの未然防止や早期発見に向けた支援の充実を図る。	-	-	-	-	A	(高齢福祉課) 【成果】 ・高齢者虐待への迅速かつ適切な対応を図るため、高齢者虐待対応研修会等を実施し、職員の対応力の向上につなげた。 ・高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援マニュアルの内容について、研修などを通して関係者に周知啓発を行い、高齢者虐待の早期発見・早期対応、養護者に対する支援につなげた。 【課題】 ・地域における実態把握や高齢者虐待の正しい知識の周知、介護負担の軽減が課題となる (男女共同参画課) ・虐待やDVの被害の深刻化・潜在化が懸念されているため、関係機関における相談の状況や取組内容等について意見交換を行い、課題や情報の共有を図った。 ・令和6年4月施行の「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(困難女性支援法)の趣旨を踏まえ、関係機関相互の一層の緊密な連携により、複雑化・複合化した相談案件について、円滑で切れ目のない支援を行うため、庁内保健福祉部門や子ども部門等と連携を図るとともに、様々な分野で専門性を有するNPO等協力団体との連携やネットワークを強化していく必要がある。 (子ども政策課) 市内全ての教育・保育施設等を対象に、事前通告なく巡回指導支援を実施した。 対象施設:201施設(各2~4回程度実施)	(高齢福祉課) ・引き続き、高齢者虐待対応研修会を実施することで職員対応力の向上を図る ・高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援マニュアルの内容について、随時周知することで高齢者虐待の早期発見・早期対応、養護者に対する支援を行っていく。 (男女共同参画課) ・虐待やDVの早期発見・適切な支援につながるよう、引き続き、当会議について、重層的支援体制整備事業のケース会議や子ども家庭支援室で実施する児童虐待防止等ネットワーク会議のメンバーを構成員とし、各機関間の情報共有や、意見交換などを行うことで連携強化を図っていく。 ・「虐待・DV対策連携会議」について、困難女性支援法に明記された「支援調整会議」にも位置付けるなど、庁内外の関係機関等との緊密な連携を図っていく。 (子ども政策課) 引き続き、虐待・DVの未然防止や早期発見等に向け、市内全ての教育・保育施設等を対象に事前通告なく巡回指導支援を実施していく。	男女共同参画課 高齢福祉課 保健福祉総務課 障がい福祉課 子ども政策課 子ども支援課			

「宇都宮市地域共生社会の実現に向けた福祉のまちづくりプラン」事業一覧(重点取組)

基本目標3 安心・快適に暮らせる福祉の基盤づくり

3 快適な生活基盤の計画的な整備	84	誰もが利用しやすい公共交通ネットワークの構築	子どもや高齢者、障がい者など、誰もが移動しやすい交通環境を創出するため、東西基幹公共交通LRTの整備や幹線・支線からなるバスネットワークの再編、郊外部における地域内交通の拡充、市街地部における生活交通の確保に向けた取組を進めるとともに、運賃負担軽減策の充実など、公共交通の利用環境の向上に取り組む。	公共交通カバー率	90.7%	98.7%	93.4%	92.5% 【99%】	B	・ライトライン開業やバス路線再編、地域内交通の運行エリアの拡大により、公共交通カバー率は上昇している。 ・都市拠点と各地域拠点を結ぶ幹線バス路線など、NCCの形成に資するバス路線に対する補助制度を創設することで、多くのバス路線の維持・存続を図った。	・バス路線に対する補助を継続して行い、路線の維持・存続を図るとともに、地域内交通の運行エリアの拡大など、公共交通カバー率の向上を目指す。	交通政策課
	85	民間賃貸住宅の空き家を活用した住宅セーフティネットの構築	住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の供給促進や家賃補助等の経済的支援、居住支援協議会の設置など、ハード・ソフト両面から居住支援に取り組む。		-	-	-	-	B	・不動産関係団体や福祉団体、宇都宮市で構成する「宇都宮市居住支援協議会」を10月に設立し、住宅確保要配慮者の住まい探しや、福祉へのつなぎ等の居住支援を実施した。 ・また、セーフティネット専用住宅における家賃等低廉化や見守りサービス料に対する補助制度を創設するとともに、不動産事業者等に対して、居住支援セミナー等を実施した結果、セーフティネット住宅が422戸(うち専用住宅2戸)増加した。 ・今後、高齢単身世帯等の増加により、住宅の確保が困難となる方がより一層増加することが見込まれることから、セーフティネット専用住宅の登録促進に向けた民間賃貸住宅オーナーや不動産事業者の理解促進などに取り組んでいく必要がある。	・住宅確保要配慮者の住まい探し等の居住支援を推進するため、居住支援協議会における令和5年度の相談案件等の評価・分析や住宅市場動向等を踏まえ、不動産関係団体や福祉団体等との協議・調整を図りながら、円滑かつ効果的な入居・生活支援等に取り組む。 ・また、セーフティネット専用住宅の登録促進に向けて、賃貸オーナーの住宅確保要配慮者への賃貸に対する不安解消を図るため、家賃等の低廉化や見守りサービス料に対する補助等の支援制度の周知に取り組むとともに、意識啓発を図るセミナー開催等に取り組む。	住宅政策課
	93	公共的施設のバリアフリーの推進	高齢者、障がい者をはじめとする多くの市民が利用する民間の公共的施設のバリアフリー化を促進するため、傾斜路、手すり、エレベーター、便所の改修費の一部を補助し、福祉のまちづくりを推進する。		-	-	-	-	B	・公共的施設の整備費の一部補助を実施することにより、施設のバリアフリー化を着実に推進するため、補助制度の更なる活用に向けて、関係機関等への制度周知を図ることができた。 ・補助の実績がないことを踏まえ、効果的な周知方法を検討する必要がある。	・バリアフリー化をさらに推進するため、事業者等のニーズを踏まえ、補助金制度等の見直しを検討していく。	保健福祉総務課
	95	LRTやバスなど公共交通機関のバリアフリーの推進	障がい者や高齢者をはじめ、誰もが安心かつ快適に移動できる「人にやさしい交通環境」の形成を図るため、バリアフリー性に優れたLRTの整備に取り組むとともに、交通事業者によるノンステップバス及びユニバーサルデザインタクシーの導入に対する支援を行う。	ノンステップバスの導入率	61.3%	74.8%	64%	67.1% 【104%】	A	■成果 バス事業者の車両更新計画の変更があり、車両導入に関する補助申請はなかったが、ノンステップバスの導入率は毎年上昇している。 ■課題 交通弱者を含む全てのバス利用者の移動性や利便性の向上をさらに図っていく必要がある。	・引き続き、国や県と協調しながら、人にやさしい交通環境の形成に向けて、ノンステップバスの導入促進を図る。	交通政策課